

さいたま市北区選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、在外選挙人で投票しようとする者の国内における投票に係る期日前投票所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新井 嘉

期日前投票所 北区役所2階B会議室

北区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和8年2月9日まで）」